



SMTB年金ニュース

(平成24年5月11日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

回復計画における終了期限の取扱いについて

平成24年1月31日付の財政運営基準等の見直しに伴う省令・通知の公布・発出に伴い、非継続基準抵触に伴う回復計画における終了期限が、従来の「10年後」から、平成24年4月1日以降を基準日とする回復計画では「7年後」に変更されています。

今般、回復計画における終了期限の取扱いについて、信託協会を通じて厚生労働省より以下の内容の確認が得られました。

< 確認した内容 >

- ✓ 平成24年3月31日以前を基準日として回復計画を策定しており、平成24年4月1日以降に回復計画の実施状況が修正不要（継続実施）である場合、または修正が必要で掛金や運用利回り等の前提を見直した場合、いずれの場合でも終了期限は回復計画策定当初に設定した期限としてよい。（終了期限が7年後を超えていても7年後としなくてよい。）
- ✓ 回復計画の実施状況が修正不要（継続実施）である場合、掛金や運用利回り等の諸前提を見直すことなく終了期限を延長することは不可。
- ✓ 回復計画の実施状況が修正不要であっても、諸前提を見直して回復計画を再策定することは可能。ただし、財政の健全化の観点から必要な措置との年金数理人の判断と責任を踏まえて実施すること。なお、回復計画を再策定した場合の終了期限は、基準日が平成24年3月31日以前であれば10年後、平成24年4月1日以降であれば7年後（再策定前の期限が7年を超えている場合は、再策定前の期限）となる。
- ✓ 諸前提の見直し内容は、財政状況等を踏まえて年金数理人が適切に判断すること。

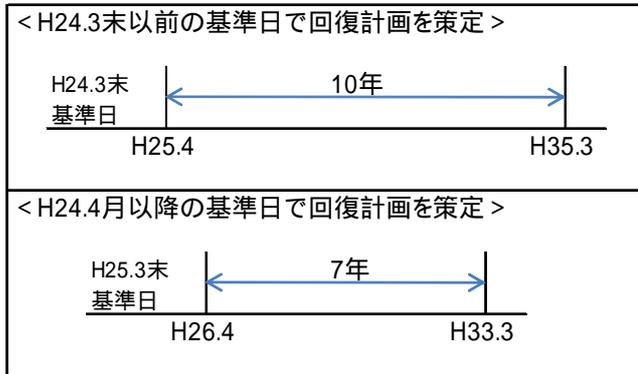
次頁に具体例を図示しています。

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

担当部署 : 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号 : 03-6256-3595

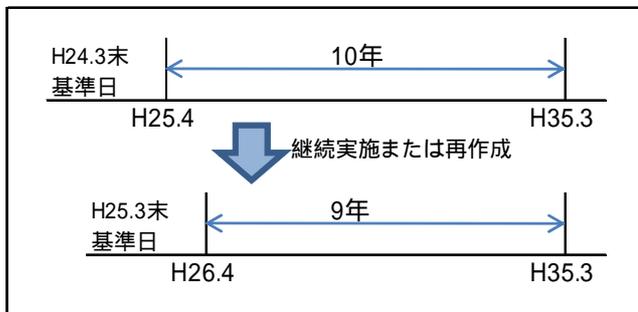
省令・通知に基づく原則



H24.3末基準日以前に策定する回復計画の終了期限は10年

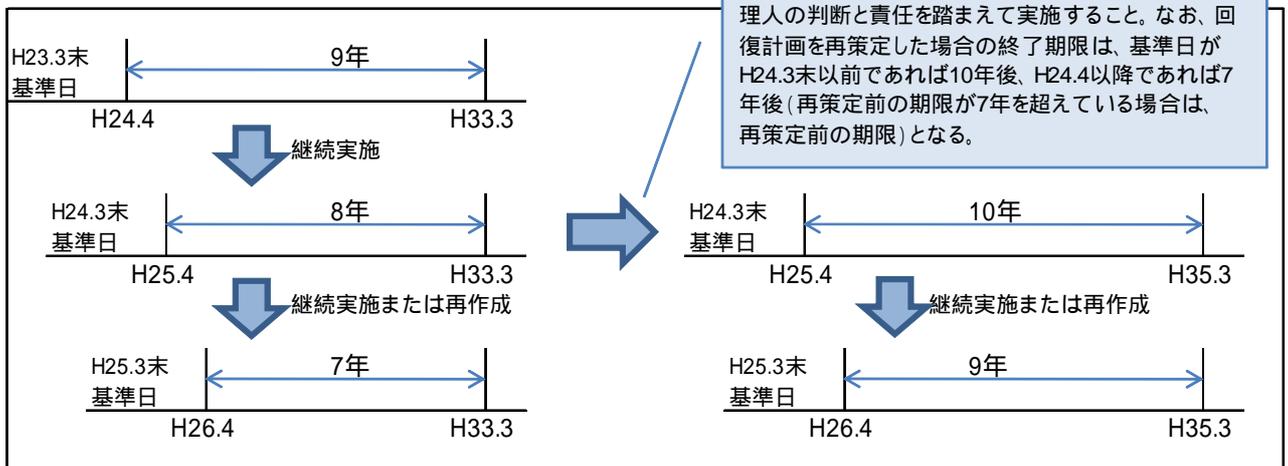
H24.4以降を基準日に策定する回復計画の終了期限は7年

終了期限に関する経過措置の取扱い1



H24.3末以前を基準日として回復計画を策定しており、平成24年4月以降に回復計画の実施状況が修正不要(継続実施)である場合、または修正が必要で掛金や運用利回り等の諸前提を見直した場合、いずれの場合でも終了期限は回復計画策定当初に設定した期限としてよい。(終了期限が7年後を超えていても7年後としなくてよい。)

終了期限に関する経過措置の取扱い2



回復計画の実施状況が修正不要であっても、諸前提を見直して回復計画を再策定することは可能。ただし、財政の健全化の観点から必要な措置との年金数理人の判断と責任を踏まえて実施すること。なお、回復計画を再策定した場合の終了期限は、基準日がH24.3末以前であれば10年後、H24.4以降であれば7年後(再策定前の期限が7年を超えている場合は、再策定前の期限)となる。

以上